

ID: 114

担当部署: 子ども若者部 児童青少年課

処分の概要	団体利用の取下げの承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市立児童館条例施行規則 第12条		
例 規 番 号	平成22年規則第17号		
【根拠条文】 (団体利用の取下げ) 第12条 承認団体は、団体利用を取り下げる場合は、速やかに児童福祉(厚生)施設利用取下げ 申出書に第10条第1項に定める児童福祉(厚生)施設利用承認書を添えて、市長に提出しなければならぬ。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日